

仕様書

第1 件名

「武蔵野市お宝発掘鑑定会～漫画・アニメ・アート編～」実施委託

第2 目的

武蔵野市は、隠れた漫画・アニメ・アートの聖地として知られている。市内には多くの漫画家やアーティストが在住し、また、15を超えるアニメーションスタジオが点在し、幾多の作品を生み出してきた。

各スタジオには、世に送り出されなかったマニア垂涎のお宝作品が存在しており、そのような地域に眠るお宝を掘り起こし、観光資源として活用することで、国内外からの観光客集客が期待できる。

そこで本事業では、日本文化を代表するコンテンツである漫画・アニメを主に活用し、地域に眠るお宝を活用したイベント等を開催。また、アニメを活用した教育型の観光誘致プログラムを開発し、小・中学生や外国人へ向けた事業も展開し、漫画・アニメ・アートによる観光客誘致を目指すことを目的とする。

なお、本事業は一般社団法人 武蔵野観光機構および武蔵野商工会議所（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年9月21日まで

第4 履行場所

公益財団法人 東京観光財団（以下「財団」）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

1月	連携協議会の発足（毎月1回程度開催）
1月～2月	各イベントの企画検討・調整
3月～	各イベントの広報開始
4月～5月	「お宝鑑定会」「お披露目会」「SHIROBAKOを活用したイベント等」実施
7月～8月	「教育型観光誘致プログラム」実施
8月～9月	効果の検証・課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の運営

本事業において、上記のとおり、企画提案者ほか関係者からなる連携協議会を運営し、必要となる資料の作成及び会議の進行を行うこと。会議を開催する会場の確保も受託者が行うこと。なお、連携協議会は事業期間内に月1回程度を予定している。受託者は、連携協議会開催の都度、東京観光財団及び企画提案者と協議の上、スケジュール等の必要な資料を作成すること。なお、連携協議会の実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 「お宝鑑定会」企画・実施

株式会社トイズ代表取締役・北原照久氏をプロデューサーに迎え、武蔵野市にあるアニメーションスタジオや、市民が持つ漫画・アニメ・アートに関する価値あるお宝を掘り起こし発見する「お宝鑑定会」を開催する。

(1) 開催概要

- ① 時期 : 平成 30 年 4 月から 5 月の期間の 1 日
- ② 時間 : 9 時から 17 時までの間を目安に 5 時間程度
- ③ 対象者 : 武蔵野市の在住者、東京都内及びその近郊に住むもの
- ④ 人数等 : のべ 120 名程度の集客を想定
- ⑤ 会場 : 武蔵野市内のスタジオやホール等で、以下の条件を満たすこと
(ア) 定員約 80 名程度が着席可能
(イ) 貸切可能
(ウ) 告知等も行っていただける会場が望ましい
- ⑥ 参加費 : 無料
- ⑦ 鑑定人 : 北原照久氏

(2) イベント内容

- ① イベント内容は以下の内容を含み、構成すること。
(ア) お宝鑑定会は、「漫画・アニメ」編と「アート」編の 2 部構成のプログラムを企画すること。
第 1 部「漫画・アニメ」編 (2 時間程度を想定)
: アニメーションスタジオに眠るお宝の鑑定
: 市民や市が所有する漫画・アニメお宝の鑑定
第 2 部「アート」編 (2 時間程度を想定)
: 市民や市が所有する武蔵野市にゆかりのあるお宝の鑑定
- ② 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- ③ 20 点以上の作品をアニメーションスタジオ等から提供いただくこと。
- ④ イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に備えること。
- ⑤ イベント実施に必要な物品等を購入すること。
- ⑥ 受入側や協力団体等への支払いを行うこと (謝礼、施設利用料等)。
- ⑦ その他イベントをスムーズに開催するために必要な事項を提案の上、実施すること。

3 「お披露目会」の企画・実施

「お宝鑑定会」で鑑定されたお宝をお披露目するイベントを開催すること。

(1) 開催概要

- ① 時期 : 「お宝鑑定会」開催後の平成 30 年 4 月から 5 月の期間の 1 週間程度
- ② 人数等 : 計 200 名程度の集客を想定

- ③ 参加者 : 武蔵野市の在住者、東京都内及びその近郊に住むもの
- ④ 会場 : 武蔵野市内のカフェやスタジオ等で、以下の条件を満たすこと
 - (ア) 1度に定員約30名程度が閲覧可能な会場であること
 - (イ) 1日7時間程度、解放している会場であること
 - (ウ) 告知等も行っていただける会場が望ましい
- ⑤ 参加費 : 無料

(2) イベント内容

- ① イベント内用は以下の内容を含み、構築すること
 - (ア) アニメーションスタジオ等からご提供いただいた作品を展示すること
 - (イ) 市民からご提供いただいた作品を展示すること
- ② 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- ③ イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に備えること。
- ④ イベント実施に必要な物品等を購入すること。
- ⑤ 受入側や協力団体等への支払いを行うこと（謝礼、施設利用料等）。
- ⑥ その他イベントをスムーズに開催するために必要な事項を提案の上、実施すること。

4 アニメーションを活用した教育型観光誘致プログラムの開発・イベントの実施

武蔵野市にゆかりのあるアニメを活用した教育型観光誘致プログラムを開発し、イベントを実施すること。

(1) 開催概要

- ① 時期 : 平成30年7月から8月
- ② 時間 : 9時から17時までの間を目安に3時間程度
- ③ 対象者 : (ア) 武蔵野市在住の小学生
 - (イ) 武蔵野市在住の中学生
 - (ウ) 外国人留学生
- ④ 回数 : 上記③の対象者別に計3回程度を想定
- ⑤ 人数等 : 各回20名、計60名程度の集客を想定
- ⑥ 会場 : 武蔵野市内のスタジオやホール等で、以下の条件を満たすこと
 - (ア) 定員約20名以上が着席可能
 - (イ) アニメーションの上映が可能な会場であること
 - (ウ) 貸切可能
 - (エ) 告知等も行っていただける会場が望ましい
- ⑦ 参加費 : 無料

(2) イベント内容

- ① イベント内容は以下の内容を含み、構築すること

(ア) 第1部：アニメーション上映

(イ) 第2部：ワークショップ

② 各対象者向けに異なる内容のプログラムを開発すること。

例1) 小学生・中学生向けには「チームワーク」を感じられるアニメを選定し、上映。
ワークショップでは友人との関係性についてなど、ディスカッションを行う。

例2) 外国人留学生向けには、母国での活用を見据えた日本のアニメを使った幼児向けの教育指導プログラムの開発。

③ 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

④ イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に備えること。

⑤ イベント実施に必要な物品等を購入すること。

⑥ 受入側や協力団体等への支払いを行うこと（謝礼、施設利用料等）。

⑦ その他イベントをスムーズに開催するために必要な事項を提案の上、実施すること。

5 アニメ「SHIROBAKO」を活用した市内回遊型イベント等の企画提案・実施

武蔵野市が舞台として登場したアニメ「SHIROBAKO」を活用し、市内を回遊する仕組みを構築。「お宝鑑定会」「お披露目会」と絡めたイベント等の企画提案および実施を行うこと。

(1) 開催概要およびイベント内容

① 平成30年4月から5月の期間に開催をすることとするが、概要に関しては企画提案者と協議の上、進めること。

② その他イベントをスムーズに開催するために必要な事項を提案の上、実施すること。

6 個人情報の管理・保管

「お宝鑑定会」で鑑定されたお宝は、平成31年及び平成32年に開催する「お披露目会」でも活用するため、事務局を設置し、提供者の個人情報などを管理・保管すること。

7 イベント等の広報PR媒体の制作

本地域及び事業の魅力を継続的に発信するとともに、広くイベント等の周知を行うこと。広報手法及び内容は提案によるものとするが、以下(1)(2)についても網羅し、イベント参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

(1) 広報媒体

以下の3種類のチラシ（各500部程度。配布先についても提案・調整すること）を制作すること。

(ア) 「お宝鑑定会」漫画・アニメ編 及びお披露目会

(イ) 「お宝鑑定会」アート編 及びお披露目会

(ウ) 「教育型観光誘致プログラム」

(2) その他

参加者には、プログラムやイベントの様子について積極的に SNS 等で拡散してもらうよう奨励すること。

8 イベントの効果及び事業継続性の検証

イベント参加者等に対しアンケート調査を実施すること。アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び実行委員会にフィードバックすること。

9 「武蔵野市お宝発掘鑑定会～漫画・アニメ・アート編～ツールブック（仮）」の作成

本事業の効果分析及び課題を通じて得た結果に基づき、次年度以降、企画提案者等が主体となって同様の事例を展開していくための手法をまとめたツールブックを作成すること。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 70.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2016 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

10 報告書類の提出

受託者は、1から8の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については東京観光財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

- 2 イベントの企画・実施について
- 3 イベント等の広報PRについて
- 4 実施結果
- 5 事業の成果

- 6 今後の課題
- 7 今後の展開
- 8 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80以上） 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項4「～武蔵野市お宝発掘鑑定会～漫画・アニメ・アート編～ツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ

（2）事業実施報告書概要版

記載内容については東京観光財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁数：1枚・中折片面・見開き 色：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80以上）
その他	前項4「～武蔵野市お宝発掘鑑定会～漫画・アニメ・アート編～ツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | | |
|---|--------------------------------------|-----|
| 1 | 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 | 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 | 「～武蔵野市お宝発掘鑑定会～漫画・アニメ・アート編～ツールブック（仮）」 | 10部 |
| 4 | 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 | 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 | その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」

又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、東京観光財団に協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は東京観光財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) 東京観光財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、都や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに東京観光財団に報告すること。
- 4 受託者は、平成30年1月から平成30年9月までの間、毎月1回以上、東京観光財団に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、東京観光財団と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と東京観光財団は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を東京観光財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、東京観光財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩すること

のないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、東京観光財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、東京観光財団の指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、東京観光財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、東京観光財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する東京観光財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境により自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

（1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、東京観光財団と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

（公財）東京観光財団 地域振興部 事業課

東京都新宿区山吹町3-4-6番地6 日新ビル2階

電話（直通）03-5579-2682